

糸島市結婚新生活支援金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、Uターンの促進や転出の抑制、多世代同居の推奨とともに、少子化対策の一環として地域における子育てしやすい環境づくりを進めることを目的として、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市結婚新生活支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であつて、市内の住宅を生活の本拠とする夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻を機に新たに売買又は新築により取得した住宅の購入代金(建物の部分に限る。)又は本体工事費をいう。
- (3) 住宅賃借費用 賃借する住宅の家賃(共益費を含む。以下同じ。)をいい、婚姻を機に新たに賃借する住宅にあつては家賃、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 夫婦の双方又は一方の婚姻を機とする転居のために支出する費用のうち、運送事業者が行う引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金並びに荷物の運送に要する運賃その他運送に要する費用をいう。

(対象世帯)

第3条 支援金の交付の対象となる新婚世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
 - (2) 夫婦それぞれの令和2年の所得を合計した額が400万円未満であること。
 - (3) 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から同種の支援金等の交付を受けたことがないこと。
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃等に関する支援金等を受けていないこと。
- 2 前項第2号の令和2年の所得を合計した額は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める計算方法により算出することができる。
- (1) 夫婦の双方又は一方が申請日において無職の場合 無職の者の所得については、所得がないものとする。
 - (2) 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を令和2年中に行っている場合 夫婦それぞれの令和2年の所得を合算した金額（前号の規定を適用する場合は、無職の者の所得について所得がないものとして算出した金額）から令和2年中に返済した貸与型

奨学金の額を控除する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、新婚世帯の夫婦の双方又は一方が、婚姻前にこの告示に基づく支援金又は他の市町村から同種の支援金等の交付を受けたことがある場合は、対象世帯としない。

(対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象世帯の夫婦の一方で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象住宅（対象世帯が生活の本拠とする市内の住宅をいう。次条において同じ。）を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「本人」という。）であること。
- (2) 本人及びその配偶者がマイナンバーカードの交付を受けている又は受ける見込みがあること。
- (3) 本人及びその配偶者が市税を滞納していないこと。
- (4) 本人及びその配偶者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 本人及びその配偶者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる費用（令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払ったものに限る。）の合計額に相当する額とし、1世帯当たり60万円（夫婦の双方又は一方が婚姻日に30歳以上の場合は、30万円）を上限とする。

- (1) 対象住宅に係る住宅取得費用又は住宅賃借費用
 - (2) 対象住宅への引越費用
- 2 家賃は、夫婦が婚姻による同居を開始した月の分から令和4年3月分までの家賃とし、夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合には、家賃として支払った額から当該住宅手当に相当する額を控除した額を家賃の額とする。
- 3 支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとし、支援金の額が1,000円未満であるときは支援金を交付しないものとする。

(認定申請)

第6条 対象者が支援金の交付を受けようとするときは、令和3年7月1日から令和4年3月31日までに、糸島市結婚新生活支援金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、支援金の受給資格の認定を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は本人の戸籍謄本の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (3) 本人及びその配偶者の令和2年の所得証明書の写し
 - (4) 売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅取得費用に係る支援金の交付を受ける場合）
 - (5) 賃貸借契約書の写し並びに住宅手当の有無及び額が分かる資料（住宅賃借費用に係る支援金の交付を受ける場合）
 - (6) 引越費用の見積書等の写し（引越費用に係る支援金の交付を受ける場合）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、支援金の受給資格の認定の可否を決定し、糸島市結婚新生活支援金（認定・不認定）決定通知書（様式第3号）により、対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、本人又はその配偶者がこの告示に基づく支援金の受給資格の認定を受けたことがある場合は、認定をしないものとする。

（変更申請）

第7条 前条第2項の規定により支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、同条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに糸島市結婚新生活支援金認定変更申請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、糸島市結婚新生活支援金認定変更決定通知書（様式第5号）により、交付対象者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、交付対象者が交付申請を行う前に、交付対象者の属する世帯が第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったこと又は交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、受給資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により受給資格の認定を受けたとき。
- (3) その他この告示に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により受給資格の認定を取り消したときは、糸島市結婚新生活支援金認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付申請）

第9条 交付対象者は、令和4年3月31日までに、糸島市結婚新生活支援金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅取得費用の領収書の写し（住宅取得費用に係る支援金の交付を受ける場合）
- (2) 住宅賃借費用の領収書の写し及び住宅手当支給証明書（様式第8号）（住宅賃借費用に係る支援金の交付を受ける場合）
- (3) 引越費用の領収書等の写し（引越費用に係る支援金の交付を受ける場合）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定し、糸島市結婚新生活支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第9号）により、交付対象者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第10条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに糸島市結婚新生活支援金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第11条 市長は、交付決定者がこの告示に違反して支援金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、糸島市結婚新生活支援金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。